

令和3年度 第1回高知県農福連携支援調整会議 ～高知県における農福連携の取組状況について～



高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課
令和3年11月9日（火）

農福連携とは？

- 農業者や農業法人等の農業分野と障害者等の就労支援に携わる社会福祉法人等の福祉分野が連携し、農業者の担い手の確保や生産性の向上につなげるとともに、障害者等の働きづらさや生きづらさを感じている方々の就労や収入の確保につなげる取組。

農福連携等推進ビジョンについて

～農福連携の広がりの推進～

- 農福連携を、農業分野における障害者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現を図る。

高知県における農福連携の取組の位置付け

- 本県では、「農福連携」を「高知県産業振興計画」の農業分野における労働力の確保に向けた取組として、「日本一の健康長寿県構想」の障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備の取組として位置付け、目標を設定して重点的に取り組んでいる。

《目標値》

産振計画

新たに農福連携に取り組む経営体数：10経営体/年

農福連携に取り組む経営体数：74経営体(R元)⇒114経営体(R5)

長寿県構想

新たに農業分野で就労する障害者等数：75人/年以上

農業分野で就労する障害者等数：400人(R元)⇒700人(R5)

取組推進のための体制①

～農福連携支援会議（プラットフォーム）について～

■ 設置状況

県内10地域（18市町村）【令和3年10月時点】

（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、いの町、四万十町、幡多地域、嶺北地域）

■ 役割

- 地域地域で農業・福祉・行政機関等が連携し、農福連携に係る意識醸成からマッチング支援、定着支援まで切れ目のない支援を行う。

取組推進のための体制②

～農福連携支援調整会議について～

■ 設置目的

高知県全体の農福連携の推進を図るため農福連携支援調整会議を設置。

■ 役割

農福連携の意義を伝えて機運を醸成することや、各支援会議における農福連携の取組の情報共有、より効果的な連携推進施策の検討等を行うことで、本県の農福連携を総合的に推進。

高知県における農福連携の主な類型

- ①農家・農業生産法人等が直接障害者等を雇い入れて、農作業を行う。（個別マッチング）
- ②農家・農業生産法人等が、農作業の一部について福祉事業所と委託契約を締結し、施設利用者が農作業を行う。
（施設外就労） ※障害者に作業の指示を伝えるのは、福祉事業所の職員
- ③JAが福祉事業所と委託契約を締結もしくはは直接障害者等を雇い入れて、集出荷場での作業を行う。

これまでの農福連携の実績

(単位：人)

| 農振センター ・普及所単位 | 農家等 | | | | | | JA集出荷場 | | | | | | その他 | | | 合計 | | |
|------------------|---------|------|------|-------|------|------|---------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|--------------|--------------|--------------|
| | 個別マッチング | | | 施設外就労 | | | 個別マッチング | | | 施設外就労 | | | H31.1 | R2.3 | R3.3 | H31.1 | R2.3 | R3.3 |
| | H31.1 | R2.3 | R3.3 | H31.1 | R2.3 | R3.3 | H31.1 | R2.3 | R3.3 | H31.1 | R2.3 | R3.3 | | | | | | |
| 1 安芸 | 23 | 48 | 34 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 7 | 16 | 41 | 30 | 66 | 80 |
| 2 中央東 | 1 | 5 | 11 | 5 | 15 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 5 | 6 | 12 | 25 | 38 |
| 3 嶺北 | 0 | 0 | 0 | 15 | 23 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | 23 | 31 |
| 4 中央西 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 11 | 0 | 1 | 1 | 11 | 14 | 14 |
| 5 高知 | 3 | 7 | 12 | 41 | 63 | 95 | 5 | 6 | 6 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 49 | 76 | 117 |
| 6 高吾 | 0 | 3 | 4 | 30 | 44 | 48 | 0 | 1 | 1 | 3 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 33 | 50 | 58 |
| 7 須崎 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 33 | 0 | 0 | 0 | 36 | 36 | 39 | 0 | 0 | 1 | 42 | 42 | 74 |
| 8 高南 | 0 | 0 | 1 | 32 | 36 | 29 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 37 | 41 | 35 |
| 9 幡多 | 0 | 0 | 0 | 34 | 63 | 47 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 34 | 63 | 55 |
| 合計 | 29 | 67 | 65 | 162 | 249 | 303 | 5 | 7 | 7 | 54 | 55 | 78 | 13 | 22 | 49 | 263 (216) | 400 (304) | 502 (381) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 82% | 76% | 76% |

※合計の（ ）は施設外就労の人数

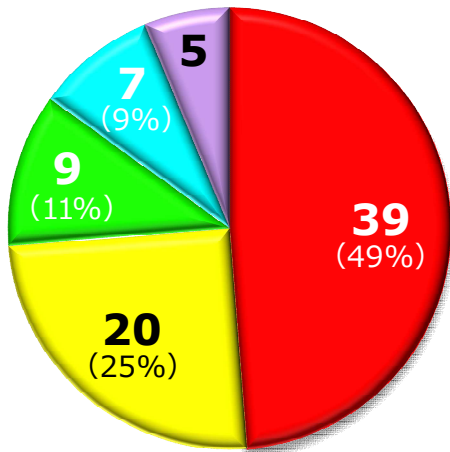
- ・ 農業分野で就労する障害者等は、順調に増加している。
- ・ 就労の形態としては、施設外就労が約80%となっている。
- ・ 農業分野で就労する障害者等の数は、高知、安芸、須崎の順が多い。

農福連携に係る認識（農業分野）

～アンケート調査（令和3年6月実施）結果（一部抜粋）～

調査対象：農福連携に取り組んでいる農業経営体
有効回答：74戸/82戸（90%）

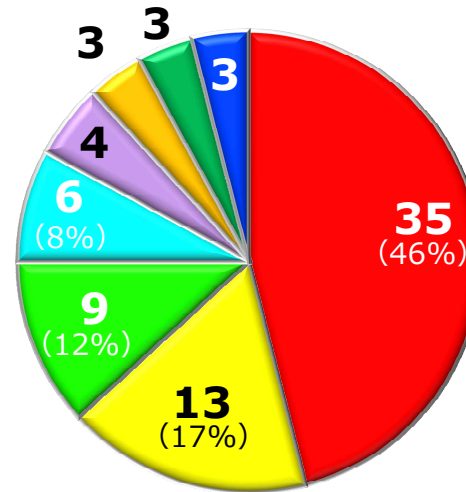
(1) 「農福連携」に取り組んだきっかけ



- 関係機関、農家等からの紹介・依頼
- 人手不足解消のため
- 就労支援や地域貢献をしたいから
- その他
- 近くに事業所があったから など

※複数回答があるため合計数は有効回答数とは一致しない

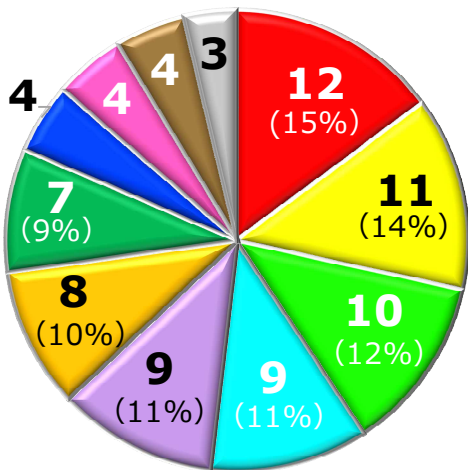
(2) 「農福連携」に取り組んで良かったこと



- 労働力が確保できた、出荷量が増えた
- 真面目に、きちんと作業してくれる
- 障害者に変化が見られる（笑顔になった）
- 障害特性を理解し、障害者に対する考えが変わった
- 様々な人とつながりができた、地域が分かってきた
- コミュニケーションが取れ、成長を見守ることが出来る
- 地域に貢献できる
- その他

※複数回答があるため合計数は有効回答数とは一致しない

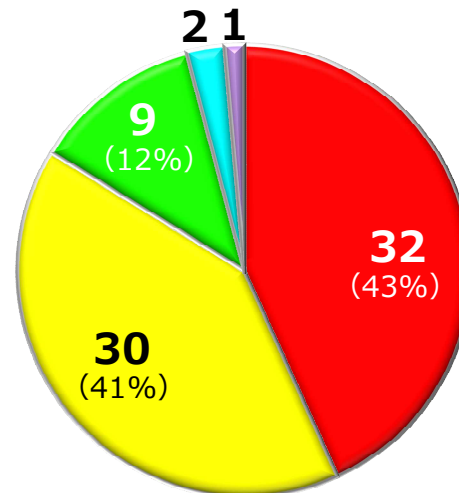
(3) 「農福連携」に取り組むうえでの課題



- 障害者等とのコミュニケーション
- その他
- 障害者等（障害特性や感情変化、人生背景）の理解
- 事業所の受託体制の拡充（指導員数・作業時間等）
- 障害特性を考慮した作業環境・切り出しなど
- 専門家によるサポート（就労後を含む）
- 継続した仕事（農閑期の農作業）の確保
- 賃金の補助

※複数回答があるため合計数は有効回答数とは一致しない

(4) 「農福連携」の取組の今後の予定



- 現状維持
- 取組を拡大
- 未定
- 取組を中止
- 取組を縮小

アンケート調査結果に係る分析（農業分野）

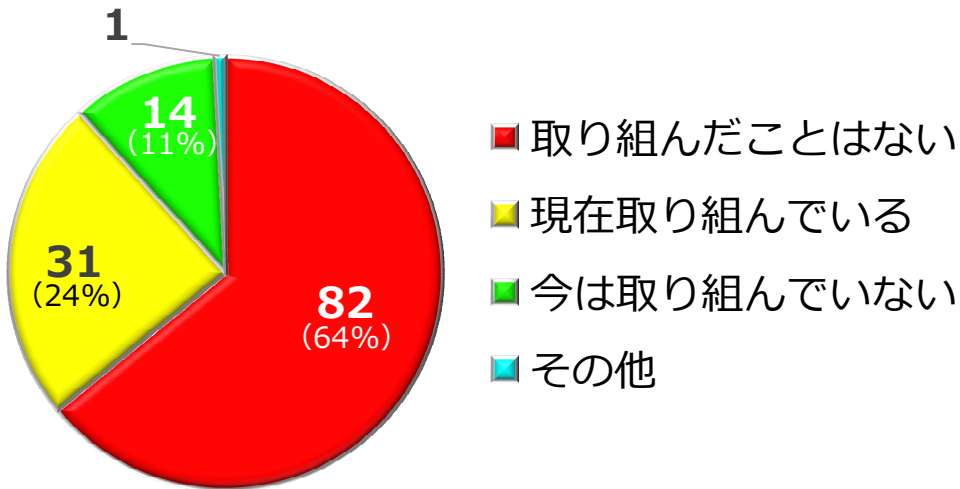
- 農業経営体が農福連携に取り組むきっかけは、関係機関や農家等からの紹介や依頼が多い。
- 農福連携に取り組むことで、約半数の農業経営体が労働力の確保につながり、出荷量が増えたと感じている。
(35/74=47%)
- 農業経営体は、農福連携に取り組むことで地域貢献や障害者等の成長につながることにについて、充実感を感じている。
- 多くの農業経営体が、障害者等とコミュニケーションや障害特性等の理解、障害特性に応じた作業の切り出しなどに課題があると感じている。
- 現在、農福連携に取り組んでいる農業経営体の84%が、取組を現状維持もしくは拡大したいと考えている。

農福連携に係る認識（福祉分野）①

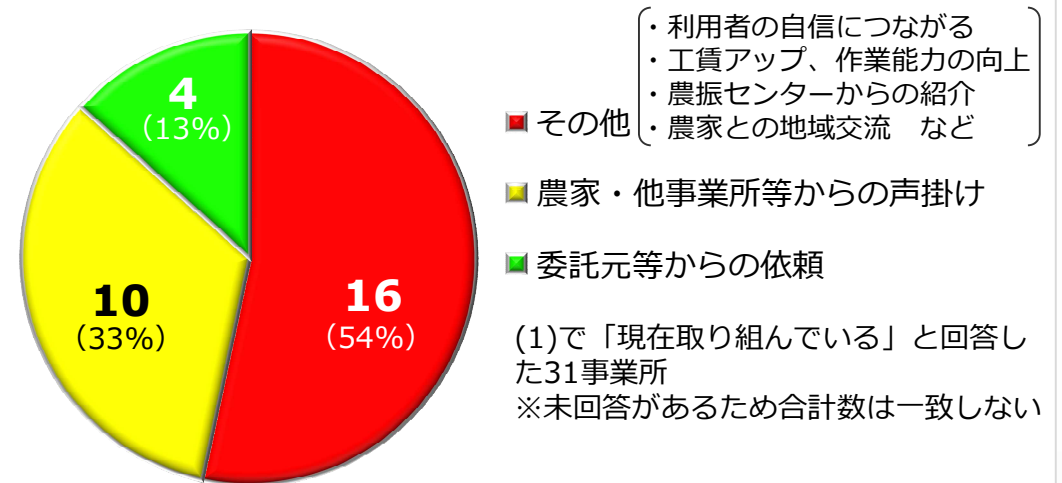
～アンケート調査（令和3年6月実施）結果（一部抜粋）～

調査対象：就労継続支援（A型・B型）事業所
有効回答：128事業所／130事業所（98%）

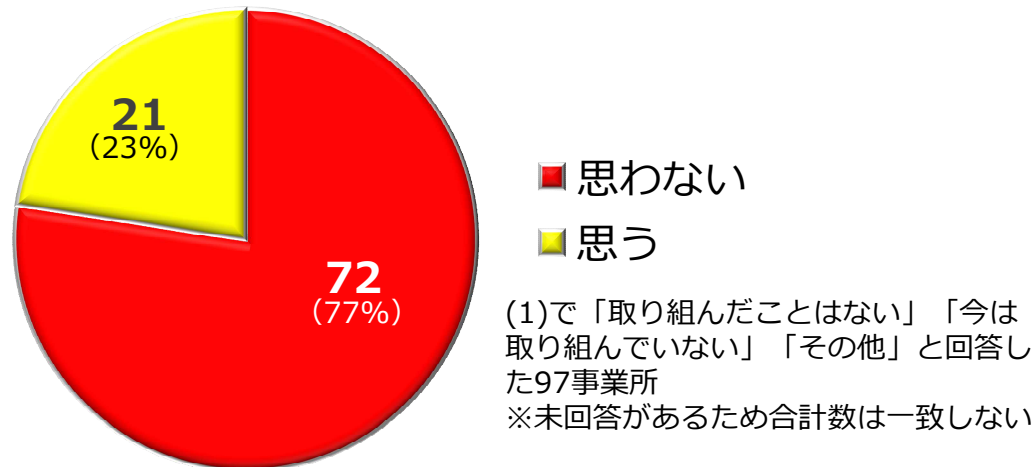
(1) 農業分野での施設外就労の取組状況について



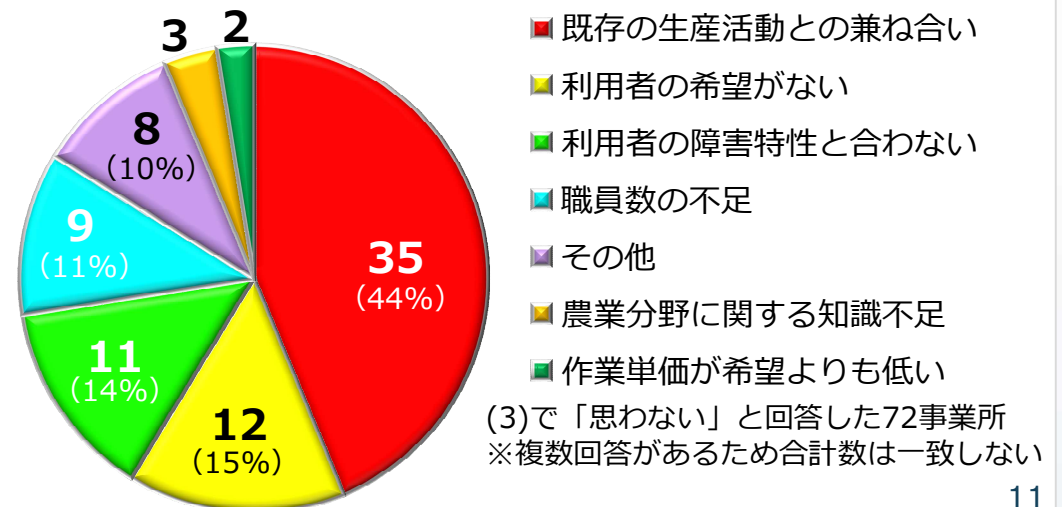
(2) 施設外就労で農業に取り組んだきっかけ



(3) 今後、農業分野での施設外就労に取り組みたいか



(4) 農業分野での施設外就労に取り組みたいと思わない理由



農福連携に係る認識（福祉分野）②

～アンケート調査（令和3年6月実施）結果（個別聞取）～

農福連携に取り組んでいる福祉事業所に聞取調査

- 作業単価は比較的よく、収入の増加につながった。
- 最低賃金で作業を受託できており、収入面で助かっている。
- 作業実施初期はミスをすることも多かったが、現在はミスも少なくなり、作業単価も年々上がっている。
- 施設外就労先では自発的に作業に取り組むなど、施設内では見せない姿を見せる利用者もいる。

アンケート調査結果に係る分析（福祉分野）

- 農業分野での施設外就労については、現在取り組んでいるもしくは過去に取り組んだことがある福祉事業所は35%ある。
- 福祉事業所が農福連携に取り組むきっかけは様々であるが、まとまった意見としては、農業経営体と同様に農家等からの紹介や依頼が多い。
- 現在、農福連携に取り組んでいない福祉事業所のうち21事業所は、新たに農業分野での施設外就労に取り組んでみたいと考えている。
- 現在、農福連携に取り組んでいない福祉事業所の約8割は、今後とも農福連携に取り組みたいとは考えておらず、その理由としては、既存の生産活動との兼ね合いが約4割で最も多くなっている。既に取り組んでいる生産活動を調整してまで農福連携に取り組もうと考える福祉事業所は少ない。

さらなる農福連携の推進に向けた課題

理解促進と情報共有

- ・ 農作業の切り出しの促進
- ・ 福祉事業所利用者の技術向上

- ・ 障害者等との円滑なコミュニケーション
- ・ マッチング後の伴走支援

プラットフォーム未設置
地域の設置支援

農福連携支援調整会議や農福連携支援会議による効果的な支援が必要

支援策の活用イメージ（施設外就労）

準備段階

マッチング段階

フォローアップ段階

農福連携促進コーディネーター

・農業生産者と就労継続支援B型事業所による施設外就労（農作業受委託）のマッチング等を支援するとともに、マッチング後のフォローアップを実施する。

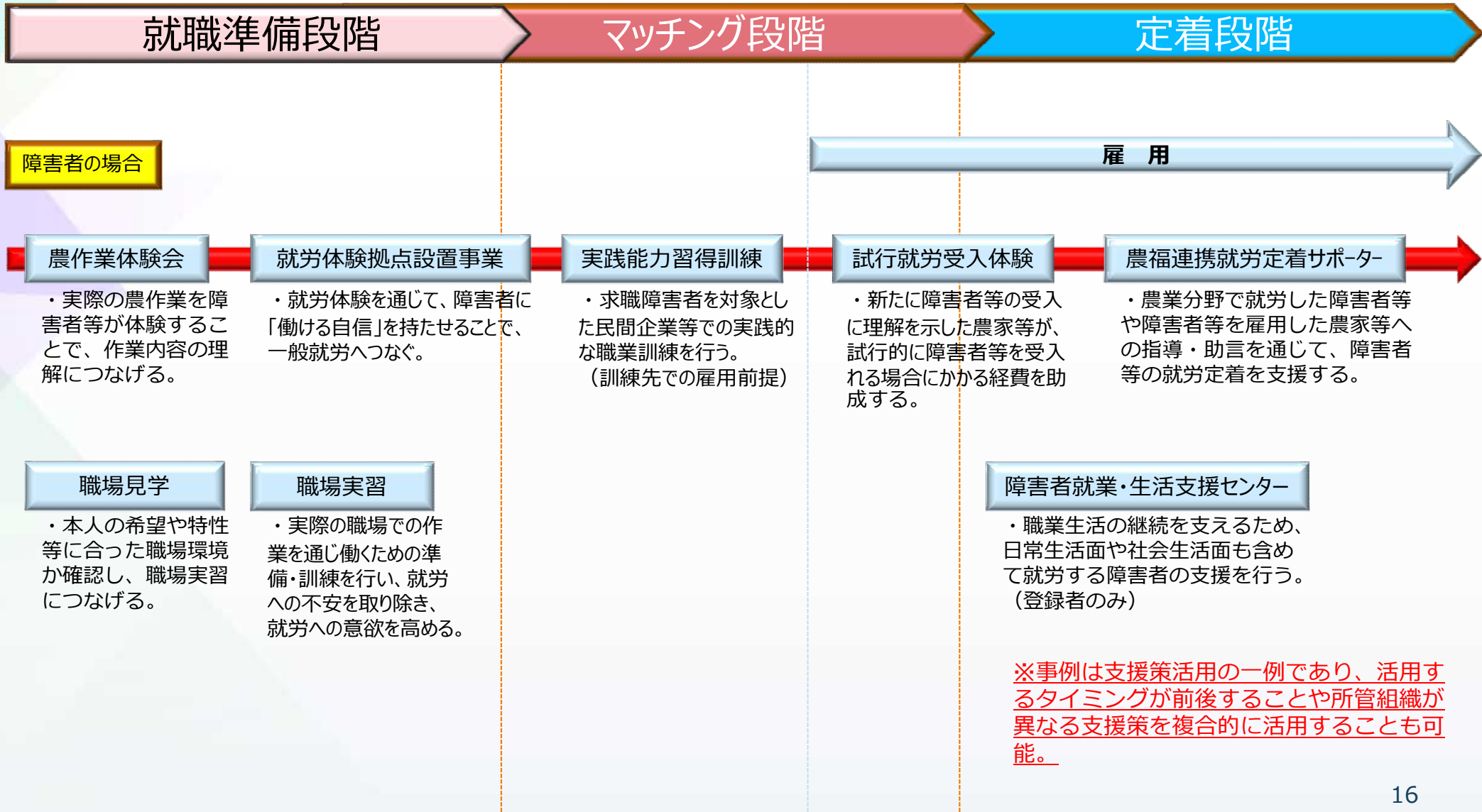
農作業体験会

・実際の農作業を利用者が体験することで、施設外就労に対する意欲を高めるとともに、作業内容の理解につなげる。

工賃向上アドバイザー派遣事業

・工賃向上アドバイザーとして地域の農家等から指導を受け、農作業技術の向上を図る。

支援策の活用イメージ（個別就労①）



支援策の活用イメージ（個別就労②）

就職準備段階

マッチング段階

定着段階

ひきこもり状態の方・生活困窮者の場合

ひきこもり自立支援体制構築事業（就労体験）
生活困窮者就労準備支援事業（就労体験）

・就労体験を通じて、ひきこもりの方や生活困窮者に「働ける自信」を持たせることで、一般就労へつなぐ。

ひきこもり自立支援体制構築事業（就労訓練）
生活困窮者就労訓練事業（就労訓練）

・ひきこもりの方や生活困窮者を対象とした民間企業等での実践的な職業訓練を行う。
（訓練先での雇用非前提）

事業受託業者による定着支援

・就労支援コーディネーターや支援員による就労定着の支援を実施する。

農福連携就労定着サポーター

・農業分野で就労した障害者等や障害者等を雇用した農家等への指導・助言を通じて、障害者等の就労定着を支援する。

※事例は支援策活用の一例であり、活用するタイミングが前後することや所管組織が異なる支援策を複合的に活用することも可能。

支援策の活用イメージ（個別就労③）

就職準備段階

マッチング段階

定着段階

雇用保険一般被保険者として雇い入れる場合

応募前の職場見学

・事前に求人事業所を見学することで、職場の雰囲気や仕事内容の理解につなげる。

障害者トライアル雇用制度

・ハローワークなどの紹介により原則3ヶ月間（精神障害者は6～12ヶ月間）の期間を定めて障害者を試行的に雇用する事業主（雇用保険適用事業所）に対して助成する。

特定求職者雇用開発助成金

・障害者をハローワークなどの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主（雇用保険適用事業所）に対して助成する。

※事例は支援策活用の一例であり、活用するタイミングが前後することや所管組織が異なる支援策を複合的に活用することも可能。

農福連携に取り組む際に活用可能な 支援策①

高知県 子ども・福祉政策部 障害保健支援課

■ 農福連携促進コーディネーター【施設外就労】

農作業の一部を外部に委託したい農業者と農作業の受託を希望する障害者就労継続支援事業所とのマッチング支援を行う。

■ 工賃向上アドバイザー派遣事業【施設外就労】

農福連携に取り組む障害者就労継続支援事業所に対して農業の専門家を派遣し、農業技術に係る指導・助言を行う。

■ 就労体験拠点設置事業【個別就労】

障害者に対して就労体験の機会を提供することを通じて、働く意欲や自信の向上を図り、一般就労を促進する。

※委託先：地域活動支援センター香美、ワークセンターすくも

※受入企業：1人1日当たり4,500円（上限22日） 利用者：1人1日当たり500円（上限22日）

■ 実践能力習得訓練【個別就労】

求職障害者を対象とした民間企業等での実践的な職業訓練を行う。（期間：2ヶ月～6ヶ月）

※受入企業：1人1月当たり9万9,000円（中小企業）

6万6,000円（中小企業以外）

※訓練生：訓練手当を支給

農福連携に取り組む際に活用可能な 支援策②

高知県 子ども・福祉政策部 地域福祉政策課

■ ひきこもり自立支援体制構築事業【個別就労】

ひきこもりの人等を対象に、ひきこもり等就労支援コーディネーターによるアセスメントや就労の前段階からの支援を行う。（対象：ひきこもり状態の方（生活困窮者以外））

◎ 手当等

《就労体験》

※受入企業：1人1日当たり4,500円（上限40日）

※利用者：1人1日1当たり500円（上限40日）

《就労訓練》

※受入企業：1人1日当たり5,000円（上限20日）

※利用者：1人2時間ごと1,250円（上限40時間）

農福連携に取り組む際に活用可能な 支援策③

■ 生活困窮者就労準備支援事業【個別就労】

「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由ですぐに職に就くことが難しい方を対象に、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行う。

（対象：ひきこもり状態の方を含む生活困窮者）

◎ 手当等

※ 受入企業：1人1日当たり4,500円（上限40日） 利用者：1人1日1当たり500円（上限40日）

■ 生活困窮者就労訓練事業【個別就労】

ただちには一般就労が難しい方を対象に、柔軟な働き方のできる支援付きの就労の場を提供する。

（対象：ひきこもり状態の方を含む生活困窮者）

◎ 手当等

※ 受入企業：1人1日当たり5,000円（上限20日） 利用者：1人2時間ごと1,250円（上限40時間）

農福連携に取り組む際に活用可能な支援策④

高知県 農業振興部 環境農業推進課

■ 農福連携サミット（県内5カ所程度）

農業関係者及び福祉関係者をはじめとする多くの県民に農福連携の取組を理解してもらうとともに、関心を深めてもらうため、有識者による講演や実際に農福連携に取り組む農家等による事例発表等を実施する。

■ 農作業体験会（高知県農業会議に委託）

農作業を正しく理解してもらうため、就労継続支援事業所支援員及び障害者等を対象とした農作業体験会の開催にかかる経費を助成。

※助成件数：15件程度

※助成額：15,000円/件

※助成対象経費：農家、JA等の調整場や圃場の借り上げ料等

農福連携に取り組む際に活用可能な支援策⑤

■ 試行就労受入体験（高知県農業会議に委託）【個別就労】

新たに障害者の受入れに理解を示した農家・農業法人等が、試行的に障害のある方を受入れる場合にかかる経費を助成。

※助成件数：12件程度

※補助額等：作業指導料（1週目：雇用前の農作業把握）：2千円/日、上限1万円
農家・農業法人等が障害者に支払う賃金：1/2以内、上限3万円

※補助期間：4週間まで（作業指導期間含む）

■ 農の雇用事業【個別就労】

農業者が新たに就農希望者を研修生として雇用して、農業技術や経営ノウハウを習得させる場合、助成を行う。

※助成額：研修生1人150万円（最長2年）

障害者である場合、年間平均20時間/週以上で可

※経営資金や従業員への賃金補助を目的とした事業ではない。

注：対象者は50歳未満、特定求職者雇用開発助成金との併給不可

■ 農福連携就労定着サポーター【個別就労】

農業分野で就労した障害者や引きこもり者等生きづらさを抱えた方及び障害者等を雇用した農家等に寄り添い助言等を行いながら、障害者等の就労定着を支援する。

農福連携に取り組む際に活用可能な 支援策⑥

高知労働局・ハローワーク

■ 応募前の職場見学【個別就労】

事前に求人事業所を見学することで、職場の雰囲気や仕事内容を理解したうえで、応募を検討する。

■ 障害者トライアル雇用制度【個別就労】

ハローワークなどの紹介により3ヶ月間（精神障害者は6～12ヶ月間）の期間を定めて障害者を試行的に雇用する事業主（雇用保険適用事業所）に対して助成。

〈精神障害者以外〉

支給対象者1人につき月額最大4万円（最長3ヶ月間）

〈精神障害者〉

支給対象者1人につき3ヶ月間は月額最大8万円、4ヶ月目以降は月額最大4万円（最長6ヶ月間）

※ 1 1週間の所定労働時間は20時間以上

※ 2 制度の対象は、障害者のうち、次のア～エのいずれかに該当する者

ア 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者

イ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者

ウ 紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者

エ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

※利用にあたって他にも要件がありますので、詳細については、最寄りの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

農福連携に取り組む際に活用可能な 支援策⑦

■ 障害者短時間トライアル雇用制度【個別就労】

ハローワークなどの紹介により直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者や発達障害者について、3～12ヶ月の期間をかけながら20時間以上勤務を目指して試行雇用を行う事業主（雇用保険適用事業所）に対して助成を行う。
（支給対象者1人につき月額最大4万円（最長12ヶ月間））

- ※ 1 雇入時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の状況に応じて同期間中に20時間以上とするもの
- ※ 2 制度の対象は精神障害者、発達障害者

■ 特定求職者雇用開発助成金【個別就労】

障害者をハローワークなどの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主（雇用保険適用事業所）に対して助成。

※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、その雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること。

① 特定就職困難者コース

(1) 重度障害者等を除く身体・知的障害者（短時間労働者以外）

大企業：50万円（1年）／中小企業：120万円（2年）

(2) 重度障害者など（重度障害者、45歳以上、精神障害者（短時間労働者以外））

大企業：100万円（1年6ヶ月）／中小企業：240万円（3年）

(3) 短時間労働者

大企業：30万円（1年）／中小企業：80万円（2年）

② 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

(1) 短時間労働者以外

大企業：50万円（1年）／中小企業：120万円（2年）

(2) 短時間労働者

大企業：30万円（1年）／中小企業：80万円（2年）

※注 実習、委託訓練等を通算して3ヶ月以上受講した場合は本助成金の対象外

※利用にあたって他にも要件がありますので、詳細については、最寄りの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

農福連携に取り組む際に活用可能な 支援策⑧

障害者就業・生活支援センター

■ 職場見学【個別就労】

本人の希望や特性等に合った職場環境が確認し、職場実習につなげる。

(どのような場所で、どのような作業を行うかを事前に確認し、本人の特性に応じて対応可能な(選別が苦手な場合は袋詰めを行うなど) 職場実習の実施につなげる。)

■ 職場実習【個別就労】

実際の職場での作業を通じ働くための準備・訓練を行い、就労への不安を取り除き、就労への意欲を高める。(障害者の職場実習として、実際に農作物の収穫や袋詰め、剪定作業などの農作業の体験を行う。)

※実習期間：3日～10日間

※協力に対する謝金なし。